

日本ボーイスカウト岐阜県連盟規約

第1章 総 則

(設 置)

第1条 ボーイスカウト日本連盟教育規程(以下「教育規程」という。)4-1に基づき、日本ボーイスカウト岐阜県連盟(以下「県連盟」という。)を組織する。

(設置の目的)

第2条 県連盟は、ボーイスカウト日本連盟(以下「日本連盟」という。)の目的と方針及び教育規程に基づき県連盟地域内における、ボーイスカウト運動(以下「本運動」という。)を推進し、地区相互間及び同様の目的を有する他の団体との友好関係を図ることを目的とする。

(名称及び事務所)

第3条 名称及び事務所は、次のとおりとする。

名 称	日本ボーイスカウト岐阜県連盟と称する
事務所	岐阜県岐阜市薮田南5-14-53 岐阜県県民ふれあい会館内におく

(事 業)

第4条 県連盟は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本運動の普及及び広報
- (2) 本運動の教育計画の策定及び運営
- (3) 指導者の養成とその資質向上
- (4) 国際相互理解の推進及び国際協力
- (5) 地球環境の保全・保護及びその教育
- (6) ボーイスカウト教育の特徴を活かした自然体験活動等の推進
- (7) 図書、雑誌等の刊行並びに電子媒体による情報の発信及び受信
- (8) 集会及び講演会の開催
- (9) その他目的達成のための必要な事業

(事業年度)

第5条 県連盟の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第2章 加盟登録

(登 錄)

第6条 加盟登録は、県連盟の審査を経て日本連盟に申請し、日本連盟の承認をもって効力を生ずる。

第3章 組 織

(会 議)

第7条 県連盟に次の会議を設ける。

- (1) 総 会
- (2) 常任会議
- (3) 理事会
- (4) 県連盟内コミッショナー会議(研修会)
- (5) 名誉会議
- (6) 各種委員会

2 前項に規定するもののほか、必要に応じて会議を設けることができる。

(総 会)

第8条 県連盟は、毎年度、すべての加盟団で構成される総会を開催する。また必要に応じて、理事会、又は総会議員の3分の1以上の要求により臨時総会を開催することができる。

2 総会は、連盟長(連盟長欠員の場合は、連盟長代理者)が招集する。

- 3 総会の招集通知及び議案は、開催1週間以前に総会議員が受領できるよう送付しなければならない。
- 4 総会は、次の各号に掲げる議員をもって構成する。
 - (1) 日本連盟に加盟登録している者(以下「加盟員」という。)で、加盟団を代表するもの
 - (2) 県連盟役員
- 5 議長は、連盟長から指名を受けた者、もしくは議員のうちから総会が選出した者がこれにあたる。
- 6 第4項第1号の任期は、次回の総会議員が選出された時をもって終了する。
- 7 総会の定数は、議員の過半数(委任状を含む。)とし、その議決は出席者の多数決による。可決同数のときは議長がこれを決する。ただし県連盟規約の制定及び改案は、出席議員の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 8 議員は、あらかじめ示された議案につき、その賛否を明らかにした委任状によって、他の出席議員に議決を委任することが出来る。ただし、委任によって役員選出に関する決議に加わることは出来ない。
- 9 次に掲げる事項は、総会の承認を受けるものとする。ただし、4月1日から当該年度の総会までの事業、予算の執行については理事会において決定し総会に報告する。
 - (1) 前年度の事業報告及び決算
 - (2) 当年度の事業計画及び予算
 - (3) 県連盟役員の選任
 - (4) 加盟団分担金の金額及び徴収方法
 - (5) 県連盟規約の制定及び改正
 - (6) その他重要事項
- 10 総会は提出議案につき、これを審議決定する。

(常任会議)

第9条 常任会議は、県連盟の運営及び事業の事前協議をするために、開催する。

- 2 常任会議は、理事長が主宰する。
- 3 常任会議の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 理事長
 - (2) 副理事長
 - (3) 県コミッショナー
 - (4) 事務局長
- 4 理事長がそのつど必要と認めた者は、出席ができる。
- 5 常任会議において、県連盟の運営及び事業の議決はできない。

(理事会)

第10条 理事会は、県連盟設置の目的を達成するため重要事項を協議決定し、県連盟の運営及び事業の執行にあたる。

- 2 理事会は理事長が主宰する。
- 3 理事会の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 理事長(議長)
 - (2) 副理事長
 - (3) 理事(地区代表理事及び学識経験者理事)
 - (4) 県コミッショナー
 - (5) 事務局長
- 4 連盟長、副連盟長、県副コミッショナー、及び監事は、必要に応じて理事会に出席し、発言することが出来る。ただし議決には、加わらない。
- 5 理事会は、理事長が召集する。
- 6 理事会の定足数は、過半数(委任状を含む。)とし、議決は出席者の多数決による。可否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、総会に上程する県連盟規約の制定及び改廃に関する議決は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(県連盟内コミッショナー会議〔研修会〕)

第11条 県連盟内コミッショナー会議は、県連盟内の本運動における教育面及び指導面での推進を図るために開催する。

(各種委員会)

第12条 理事会は、必要に応じて各種委員会を設置する。また、必要に応じて特別委員会を設置することができる。

- 2 各種委員会の任務、構成、運営に関する事項は、別に定める。
- 3 各種委員会の委員長は、常任会議の合意により学識経験者理事を、委員は地区代表及び理事長が指名した者をもって、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- 4 委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(名誉会議)

第13条 名誉会議は、理事会の委任により、表彰、感謝等の名誉及び名譽にもとる事項を審議決定するとともに、学識経験者理事及び監事の候補者の選考を行う。

- 2 名誉会議は県コミッショナーが主宰する。
- 3 名誉会議の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 県コミッショナー(議長)
 - (2) 地区選出名誉会議議員
 - (3) 連盟長指名名誉会議議員
 - (4) 事務局長(幹事役として出席し議決の数に加わらない。)
 - (5) 県副コミッショナーは、必要に応じて名誉会議に出席して発言することができる。
ただし、議決の数に加わらない。
- 4 名誉会議は、必要なつど、名誉会議議長が召集する。
- 5 名誉会議の定足数は、過半数とし、その議決は多数決による。
- 6 名誉会議の議決は、理事会に報告しなければならない。

第4章 役員

(役員)

第14条 県連盟の役員は、次に掲げる者をもって構成する。

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 連盟長 | 1名 |
| (2) 副連盟長 | 若干名 |
| (3) 理事長 | 1名 |
| (4) 副理事長 | 若干名 |
| (5) 地区代表理事 | 地区数 |
| (6) 学識経験者理事 | 若干名 |
| (7) 県コミッショナー | 1名 |
| (8) 県副コミッショナー | 若干名 |
| (9) 地区選出名誉会議議員 | 地区数 |
| (10) 連盟長指名名誉会議議員 | 2名 |
| (11) 監事 | 2名 |
| (12) 事務局長 | 1名 |

(連盟長)

第15条 連盟長は、理事会の発議により総会において推戴する。

- 2 連盟長は、県連盟地域内における本運動を代表し統理する。
- 3 任期は2年とし、再任を妨げない。

(副連盟長)

第16条 副連盟長は、必要に応じて、理事会の発議により総会において推戴する。

- 2 副連盟長は、連盟長を補佐し、その事故あるとき、または欠員のとき、これを代理する。
- 3 任期は2年とし、再任を妨げない。

(理事長)

- 第17条 理事長は、理事の互選により就任する。
- 2 理事長は理事会の議長となり、県連盟を代表し総理する。
 - 3 任期は2年とし、再任を妨げない。

(副理事長)

- 第18条 副理事長は、理事の互選により就任する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、その事故あるとき、または欠員のとき、これを代理する。
 - 3 任期は2年とし、再任を妨げない。

(地区代表理事)

- 第19条 地区代表理事は、該当地区の地区総会で選出された地区委員長が理事会の確認を経て就任する。
- 2 地区代表理事は、該当地区を代表して県連盟の運営に参画する。
 - 3 任期は1年とし、再任を妨げない。

(学識経験者理事)

- 第20条 学識経験者理事は、名誉会議において選考された候補者を、理事会の承認を経た後、総会の承認を経て連盟長が委嘱する。
- 2 任期は2年とし、再任を妨げない。

(県コミッショナー及び県副コミッショナー)

- 第21条 県コミッショナーの委嘱、推薦条件、任務などについては教育規程4-19に準拠する。
- 2 県副コミッショナーの委嘱、推薦条件、任務などについては教育規程4-20に準拠する。

(名誉会議議員)

- 第22条 名誉会議議員は、次の基準により連盟長が委嘱する。
- (1) 日本連盟功労章受章者もしくは、県連盟特別有功章受章者であること。
 - (2) 各地区(1名)から推薦され、理事会の承認を得た者。
 - (3) 連盟長の指名を受けた者
- 2 任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、他の役員を兼ねる事ができない。

(監事)

- 第23条 監事は、理事会において承認され、総会において選任する。
- 2 監事は、本連盟の資金及び経理を監査する。
 - 3 任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、他の役員を兼ねる事が出来ない。

(名誉役員)

- 第24条 県連盟は、理事会の承認及び総会の議を経て、名誉役員として顧問、相談役及び参与を置く事ができる。
- 2 名誉役員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

(先達)

- 第25条 県連盟は、教育指導面、運営面において、特に功績顕著であった者に対し、名誉会議の発議により、理事会の承認及び総会の議を経て、先達の称号を贈ることができる。

(トレーニングチーム)

- 第26条 県コミッショナーの総括のもと、指導者を養成するための教育、研修に関する事項を分担させるため、県連盟トレーニングチーム(以下「トレーニングチーム」という。)を設置する。業務等明細については、別に定める。

(技能章考查員・技能章指導員)

第27条 技能章考查員及び技能章指導員については、教育規程4-22、4-23に準拠する。

(スカウトクラブ)

第28条 県連盟は、本運動の趣旨に賛同する者を対象として、県連盟内にスカウトクラブを組織することができる。

(県連盟役員の任期)

第29条 県連盟役員の任期を2年とし、再任を妨げない。

- (1) 副連盟長
- (2) 理事長・副理事長
- (3) 学識経験者理事
- (4) 県コミッショナー・県副コミッショナー
- (5) 名誉会議議員
- (6) 監事
- (7) 事務局長

2 県コミッショナー、県副コミッショナーを除き、任期の最終年度の総会終了時までとする。

3 役員が退任するときは、後任者が就任するまでの間、なお、その職務を行う。

4 県コミッショナー、県副コミッショナー、ディレクターは、特別の事情のない限り65歳となった時、その任期終了時をもって退任する。

第5章 事務局

(設置)

第30条 県連盟の業務の執行機関として事務局を設ける。

- 2 事務局の業務は、理事会の議定の下に執行される。
- 3 事務局に事務局長を置く。
- 4 事務局長は、理事会の承認を経て、理事長が任免する。
- 5 事務局に、業務に従事する職員及び雇員を置くことができる。
- 6 事務局職員及び雇員は、理事長が任免する。

(事務局長の任務)

第31条 事務局長の任務は、次のとおりとする。

- (1) 日本連盟及び県連盟の方針ならびに諸規程を遵守し、県連盟の事務を執行する。
- (2) 理事会及び名誉会議並びに常任会議の幹事役となる。
- (3) 事務局の長として、事務局の運営、管理の責に任ざるとともに、事務局職員及び雇員の監督指導をおこなう。

(給与及び勤務条件)

第32条 事務局長、職員及び雇員は理事会の議を経て、有給とすることができる。

2 事務局職員の勤務条件は、岐阜県教育委員会各種月額嘱託員設置要綱「嘱託員の勤務条件について」を参考にする。

第6章 経理

(資金の管理)

第33条 県連盟は、経理規程を定めなければならない。

ない。

2 県連盟の資金及び経理は、理事会の指示に従い維持され、かつ整理されなければならない。

(資金の充足)

第34条 県連盟を維持するための分担金を各加盟団に課することができる。ただし、その金額及び徵収方法は、総会の議を経てこれを決定する。

2 県連盟は会計簿、資産台帳その他必要帳簿を備え付け、隨時監査を受けるものとする。

(会計年度)

第35条 県連盟の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第7章 地区組織

(設置と構成)

第36条 県連盟は、地理的条件、地域の実状、加盟団の状況を勘案し、県連盟の運営を円滑にするため、地区を設置する。

- 2 地区の名称及び区域は、理事会が定める。
- 3 地区は、当該地区内すべての加盟団で構成する。

(設置の目的)

第37条 地区は、次に掲げる目的を達成するために設置する。

- (1) 県連盟の方針及びプログラム等を地区内で効果的に実施し、かつ地区の実状を県連盟の施策に反映させること。
- (2) 各団相互及び地区内の同じ目的を有する他団体と調和的な協働を図ること。
- (3) 各団の独立と主導性を妨げることなく、地域内の本運動を普及すること。

(組織)

第38条 地区は、県連盟の目的を達成するため、加盟団で構成する次の会議を設ける。

- (1) 地区協議会
- (2) 地区委員会
- (3) 運営委員会
- (4) 名誉会議
- (5) コミッショナー会議

- 2 前項に規定するもののほか、必要に応じて会議を設けることができる。
- 3 地区の組織、運営、役員等については、別に定める。

(地区協議会)

第39条 地区は、地区内の加盟団で構成する地区協議会を開催する。

- 2 地区協議会は、地区協議会長の招集により、隨時、必要に応じ開催され、地区協議会長が議長となる。
- 3 地区は、県連盟年次総会の前に地区総会としての地区協議会を開催する。
- 4 地区協議会の構成は、次のとおりである。
 - (1) 地区協議会長、地区協議会副会長
 - (2) 地区委員長、地区副委員長
 - (3) 地区コミッショナー、地区副(団担当)コミッショナー
 - (4) 運営委員会及び特別委員会の委員長
 - (5) 会計係
 - (6) 事務長
 - (7) 各団委員長
 - (8) 各隊長
 - (9) 学識経験者会員(地区委員会が推薦した者)
 - (10) 地区監事
 - (11) 地区選出名誉会議議員

(地区総会)

第40条 地区は、県連盟年次総会の前に地区協議会として地区総会を開催し、次の事を行う。

- (1) 地区役員及び会計係を選出する。
- (2) 報告承認及び審議決定(県連盟年次総会に準ずる。)
- 2 地区総会の定足数は、過半数(委任状を含む)とし、その議決は、多数決による。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(地区委員会)

- 第41条 地区は、地区の運営を行うために地区委員会を設ける。
- 2 地区委員会は、各種運営委員会及び特別委員会を設けることができる。
 - 3 地区委員会の構成、運営等に関する事項は、別に定める。

(運営委員会)

- 第42条 地区は、県連盟の各種委員会に準じて運営委員会を設ける。
- 2 運営委員会の構成、運営に関する事項は、地区に任せる。

(名誉会議)

- 第43条 地区は、規約第22条に準じて、名誉会議を設ける。

(地区コミッショナー会議)

- 第44条 地区は、地区コミッショナー、地区副コミッショナー、団担当コミッショナーで、地区内の教育面及び指導面での推進を図るために開催する。

(地区役員)

- 第45条 地区役員は、次に掲げる者をもって構成する。
- (1) 地区協議会長、地区協議会副会長
 - (2) 地区委員長、地区副委員長
 - (3) 地区コミッショナー、地区副(団担当)コミッショナー
 - (4) 運営委員会及び特別委員会の委員長
 - (5) 会計係
 - (6) 事務長
 - (7) 地区監事

(地区協議会長及び地区協議会副会長)

- 第46条 地区協議会長は、地区総会において選出され、地区内の本運動を代表する。
- 2 地区協議会副協議会長は、必要に応じて前項と同じ手続きをもって置くことができる。
 - 3 地区協議会副協議会長は、地区協議会長を補佐し、その事故あるとき、または欠員の時、これを代理する。

(地区委員長及び地区副委員長)

- 第47条 地区委員長は、地区総会において選出され、県連盟理事会の確認を得て、県連盟の地区代表理事となる。
- 2 地区委員長は、地区委員会の議長となり、地区委員会を主宰するとともに、地区代表理事として、地区的意向を県連盟理事会に反映せしめ、県連盟理事会の方針及び決定事項を地区に報告するとともに、県連盟の運営に参画する責務を有する。
 - 3 地区副委員長は、必要に応じて地区総会において、選出することができる。
 - 4 地区副委員長は、地区委員長を補佐し、その事故あるとき、または欠員の時、これを代理する。

(地区コミッショナー及び地区副コミッショナー)

- 第48条 地区コミッショナー及び地区副コミッショナーの委嘱、任期、資格、任務等については、教育規程5-8、5-9に準ずる。
- 2 地区コミッショナー及び地区副コミッショナーともに欠員の場合は、県コミッショナーは県副コミッショナーに代理させるか、あるいは県コミッショナー自らその任務を行する。

(団担当コミッショナー)

- 第49条 団担当コミッショナーの委嘱、推薦条件、任務などについては、教育規程4-21に準ずる。

2 団担当コミッショナーの任期は、2年とし再任を妨げない。この場合における更新は6月30日とする。

(会計係)

第50条 地区の会計係は、地区総会において選出する。

2 会計係は、地区の経理を担当し、資金を管理する。

(事務長)

第51条 地区の事務長は、地区委員会において選出する。

2 事務長は、地区内における事務処理を担当し、県連盟事務局よりの連絡を速やかに地区内の加盟団へ周知徹底する。

3 事務長は、地区協議会・地区委員会・地区名誉会議の幹事役となる。

(地区代表運営委員長)

第52条 地区は、県連盟の各種委員会にそれぞれ1名ずつの代表を送る。この代表委員は、地区総会において加盟員の内から選出する。

2 地区代表委員は、地区の運営委員会の委員長となり、その委員会を主宰する。

(地区役員等の任期)

第53条 地区総会選出の役員の任期は、次回の地区総会終了の時までとする。ただし、地区委員長及び県連盟各種委員会の地区代表運営委員長は、次回の県連盟総会までとし、すべての再任を妨げない。

(地区的経理)

第54条 地区運営の資金の充足、管理及び経理は、県連盟に準ずる。

(その他の事項)

第55条 名誉役員の設置、特別委員長の選任、運営委員の選任等、本規約に規程していない事項については、地区で定める。

(地区規約の制定及び改正)

第56条 地区規約の制定または改正は、理事会の承認を得なければならない。

第8章 表彰

(表彰)

第57条 県連盟の表彰は教育規程・名誉会議規程(感謝・表彰規程)6-2に従い、別に定める県連盟表彰内規に従って行う。

第9章 規約の届出・改正

(規約の届出)

第58条 県連盟規約の制定及び改廃は、これを日本連盟に届け出るものとする。

(規約の改正)

第59条 県連盟規約の改廃において、各条の本旨及び内容の変更を伴わない文体ならびに字句の修正は、理事会の議決をもってこれを改正することができる。

第10章 細則

(施行細則)

第60条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関し必要な事項は施行細則として別に定める。

2 施行細則の改正については、理事会の議決をもって改正することができる。

附 則

本規約は昭和39年6月14日制定

平成 3年 4月 1日 一部修正
平成11年 4月 1日 一部修正
平成13年 5月 28日 一部修正
平成13年 9月 1日 一部修正
平成16年 5月 30日 一部改訂
平成17年 4月 16日 一部修正
平成19年 6月 3日 一部修正
平成21年 4月 1日 一部改訂
平成23年 6月 5日 一部改訂
平成23年12月11日 一部改訂
平成27年 6月 7日 一部改訂
令和元年 6月 2日 一部改正
令和 4年 4月 16日 一部改正